

岐阜県立下呂特別支援学校 同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、岐阜県立下呂特別支援学校同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互と関係者の連帯と親睦を図り、下呂特別支援学校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の同窓活動の援助
- (2) 会員の福祉増進
- (3) 会員の生活、就職等に関する相談
- (4) 会員に必要な研修会・親睦会などの開催
- (5) 関係団体との連絡提携
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、下記の希望会員で構成する。

- (1) 本会は、岐阜県立下呂特別支援学校を卒業した者、また岐阜県立下呂特別支援学校に1年以上在学した者、及びその保護者とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 庶務会計 2名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 常任相談員 学校長、及び、会長の推薦による者

(役員の仕事)

第6条 本会の役員は、次の仕事を遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 庶務会計は、会員及び下呂特別支援学校担当職員が当たり、庶務会計を掌る。
- (4) 会計監査は、会計を監査する。
- (5) 常任相談役は、会務に参画する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は1年とする。但し、再任を妨げない。

(顧問)

第8条 本会に、顧問をおくことができる。

(会議)

第9条 会議は、総会及び役員会とする。会議は、出席者会員の過半数の賛成をもって決定する。

- 1 総会は、必要に応じて開催し、会長が招集する。
- 2 役員会では、次のことを審議する。
 - (1) 規約の改正
 - (2) 役員承認
 - (3) 事業報告及び事業計画の承認
 - (4) 予算・決算の承認
 - (5) その他、本会の事業達成に必要な事項
- 3 役員会は、必要に応じて会長がこれを招集し、会務の企画執行及び必要事項の審議をする。

(会費)

第10条 本会の入会金は、高等部卒業時に納入する。

- (1) 入会金は2,000円とする。

(会計)

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附則)

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

この会則は、平成26年9月20日に一部改正する。

この会則は、令和2年3月23日に一部改正する。

この会則は、令和6年11月30日に一部改正する。